

旭市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1 業務の名称

旭市地域公共交通計画策定業務委託

2 業務の目的

(1) 目的

旭市の公共交通は、鉄道（JR 総武本線）、コミュニティバス、デマンド交通（乗合タクシー）、路線バス（旭～銚子線、府馬線）、高速バス及び一般タクシーなどが運行中である。近年、地域公共交通は人口減少や自家用車の普及により、利用者が大幅に減少している。

今後、更なる少子高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等に伴い、公共交通による移動需要が増加し、公共交通の果たすべき役割はこれまで以上に重要なものとなっている。

本業務では、平成30年3月に策定した「旭市地域公共交通網形成計画」が令和4年度をもって計画期間終了を迎えるため、現計画の計画目標に基づく評価指標について最終評価・検証を行い、公共交通活性化及び再生に関する法律の改正に対応すべく現在の計画を改新し、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ市内全域の公共交通の効果的な運用についての基本方針を反映した、市民にとって利用しやすい持続可能な交通網整備を形成するため「旭市地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定するものである。

本計画の策定にあたっては、市民アンケート等によるニーズ調査を行い、定量的なデータを用いて、旭市にとって望ましい公共交通体系を検討する。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

4 対象区域

旭市全域

5 業務内容

(1) 市の現状整理・分析

本市の地区概況、人口動態、交通網、集客施設立地状況等について、整理を行う。

また、上位・関連計画におけるまちづくりの方針、公共交通に関連する施策等を整理するとともに、これまでに実施してきた交通施策の取組みについても、検証・分析を行う。

(2) 地域公共交通の現況整理・分析

市域における全ての公共交通について、利用者の現状や推移、公共交通空白地区の状況、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応等の整理を行う。

(3) 市民・利用者ニーズの把握調査の実施

①市民アンケート調査補助

市内に居住する3,000世帯を対象に、日常生活における移動実態や市域を運行する公共交通についてアンケート調査の書類作成補助及び、網形成計画における計画目標の評価及び本計画の策定に向けた基礎的データとして整理・分析を行う。

②公共交通利用アンケート調査

デマンド交通を除く公共交通利用者を対象に、利用目的や目的地、公共交通に対する期待や要望等について意向調査を実施し、網形成計画における計画目標の評価及び本計画の策定に向けた基礎的データとして整理・分析を行う。

③集客施設利用者アンケート調査

市内の主要な施設（病院、公共施設、商業施設等）においてヒアリング等によりアンケート調査を実施し、整理・分析を行う。

④交通事業者へのヒアリング調査

本市の公共交通を運行している交通事業者に対し、公共交通の現状・課題及び将来の見通し等についてヒアリング調査を実施し、本計画へ反映する。

⑤地域別意見交換会の実施（4回程度）

地域住民の公共交通の利用実態や公共交通への要望、移動ニーズを把握するために、地域別に意見交換会を実施し、開催にあたり資料の作成及び議事録作成等の運営補助を行う。

(4) 公共交通に関する課題抽出・対応策の検討

現況整理及び実態調査の結果を基に、本市の地域公共交通を取り巻く課題の抽出と問題点を整理し、今後の公共交通の望ましいネットワーク構築、システム案について、その方向性や対応策の検討を行う。

(5) 目指す将来像、基本方針、評価目標等の設定

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定め、新たな評価指標および目標値を設定する。

なお、地域公共交通のあり方については、地域公共交通の位置づけを明確にして、幹線交通とそれを補完する支線交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

(6) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成するうえで必要となる事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

(7) 旭市地域公共交通計画（素案）の取りまとめ

上記検討結果を踏まえ、旭市地域公共交通計画（素案）としてとりまとめる。なお、取りまとめにあたっては、各種交通手段相互の連携に配慮するとともに、施策の実現に向けた各関係者の役割分担と責務を明確にし、重点的に取り組むべき施策について検討を行うものとする。

また、MaaS の考え方を既存の公共交通に取り入れるため、市の公共交通の現状から、MaaS の導入段階及び手法についても整理を行う。

また、パブリックコメントの実施において、資料作成などの補助を行う。

(8) 地域公共交通会議等の運営支援

旭市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）や関係機関との協議調整等に係る資料作成、会議への出席、議事録作成等の運営支援を行うものとする。令和4年度の交通会議は4回程度を予定している。

(9) 業務報告書の作成

上記の検討結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

6 想定される策定スケジュール

時 期	内 容
令和4年6月～8月	協議会の開催（6月） 各種調査等の実施
令和4年9月～10月	協議会の開催（10月） 旭市地域公共交通計画骨子案取りまとめ
令和4年11月～ 令和5年1月	協議会の開催（1月） 旭市地域公共交通計画素案取りまとめ
令和5年2月～3月	パブリックコメントの実施・結果公表
令和5年3月	協議会の開催（3月） 旭市地域公共交通計画策定 成果品納品

7 成果品

成果品については、旭市企画政策課の検査を受けることとし、検査後に成果品の受け渡しを行うものとする。

- ・業務報告書 10部
- ・計画書 100部

- ・概要版 100部
- ・電子データ(業務報告書の電子データを記録した電子媒体一式。Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等で作成した電子ファイルで、発注者が再利用できるもの。)

8 再委託

- (1) 受注者は、業務等の全部を一括して、または主たる部分を再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方と契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 成果品納入後に発生した受注者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとし、受注者においては、著作権人格権を行使できないものとする。
- (5) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。